不法投棄
不法焼却について

不法投棄・不法焼却（野焼き）は犯罪です。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第16条及び第16条の2）

違反すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられます。

※法人が違反した場合、3億円以下の罰金が科せられます。

不　法　投　棄

決められた場所以外に廃棄物を捨てる行為を不法投棄といいます。

例年融雪時期に不法投棄が発覚するケースが多発しております。

山中に家電等の廃棄物を捨てていくほか、排水路へごみを捨てるケースも発生しており、健康被害や自然環境・野生動物への悪影響も懸念されます。

見つけた際には、役場または警察署まで連絡してください。

不法焼却（野焼き）

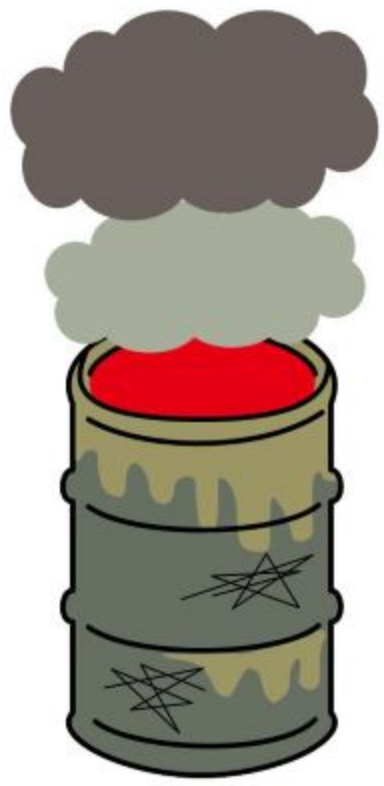

廃棄物を屋外で焼却する行為を野焼きといいます。

煙や悪臭、灰などにより近隣の方にとって大変な迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類等の有害物質を発生させ、環境汚染の原因にもなります。

農業・林業を営むためにやむを得ないものとして行われる稲わら・麦わら等の焼却、またはどんと焼き等の風俗習慣上または宗教上の行事としての焼却は例外となっておりますが、周辺へ迷惑がかからない様に十分に注意してください。

見つけた際には、役場または警察署まで連絡してください。